

## 令和6年度（2024年度）「高校生等のための消費生活講座」募集案内

**1 目的**

民法の改正による成年年齢引下げ、SDGsの取組の進行等社会経済情勢の変化の中で、成年を境に消費者被害が増加している状況を踏まえ、学校教育と連携し、高校生等を対象とした消費生活講座を実施することにより、若者を狙った悪質商法被害や、契約・クレジット等の消費者トラブルを防止するとともに、若者の社会的自立及び持続可能な社会への参画を支援することを目的とします。

**2 実施主体**

熊本県消費者行政推進本部幹事会消費者教育部会

（構成：県教育委員会関係課、県私学振興課、県消費生活課（事務局））

熊本県金融広報委員会（共催）

※エシカル消費・食品ロス削減のテーマについては、実施主体は熊本県消費者行政推進本部幹事会消費者教育部会

**3 講座内容**

消費生活問題等の経験豊富な講師を高等学校等へ派遣し、若者がターゲットになりやすい悪質商法や、契約・クレジットの基礎知識など消費生活に関する内容等について事例を交えながら、わかりやすく説明します。

なお、講座の内容（別紙1「高校生のための消費生活講座」テーマ例を参照）、進め方、時間等については、できるだけ実施校の要望に沿ったものとします。

**4 実施期間**

講師の調整、資料作成の為、開催希望日の原則2か月前までにお申し込みください。

講座実施期間

令和6年（2024年）5月～令和7年（2025年）2月下旬

**5 対象**

高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、高等専門学校、中等教育学校

**6 講座時間**

2時限（100分）又は1時限（50分）程度

※担当講師と高等学校等との打ち合わせで決定します。

裏面あり

## 7 費用負担

講師の派遣費用及び既存のパンフレットの配布費用は、2の実施主体が負担します。

## 8 感染症対策

講座開催にあたっては、感染症対策にご協力をお願いいたします。

## 9 申込方法

実施申込書（別紙2）に必要事項を記入し、開催希望日の原則2か月前までに、メール、郵送又はFAXで下記申込先に提出してください。

- (1) 3講座以上を御希望される場合は、御相談ください。
- (2) 講師の都合で希望日に添えない場合があります。その際は、御相談させていただきます。
- (3) ビデオ、DVD、パソコン（パワーポイント資料の視聴用）を使用することがあります。上映設備を用意できない場合は、申込みの際に御連絡下さい。

※申込受理後、講師の派遣が決定したら実施の決定を通知します。

## 10 お問い合わせ・申込先

〒862-8570 ※この郵便番号を使うと、住所の記載を省略できます。

熊本県環境生活部 県民生活局

消費生活課 企画推進班

TEL : 096-333-2291 FAX : 096-383-0998

E-mail: shouhiseikatsu@pref.kumamoto.lg.jp